

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営規程

令和2年10月1日制定

(令和2年11月25日一部改正)

経済産業省

厚生労働省

(目的)

第一条 本運営規程は、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（以下、「本センター」という。）の運営について必要な基本的事項を定めるものとする。

(運営の基本方針)

第二条 本センターの運営に当たっては、本センター運営者が本センターの透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とする。

(業務)

第三条 本センター運営者は、次の各号に掲げる業務を実施する。

- 一 渡航者等（事業目的で海外へ渡航（出張・赴任等）する者又はそれに準ずる者をいう。以下同じ。）が渡航先国の求める要件を満たす検査（新型コロナウイルス感染症に関する核酸増幅検査、抗原検査その他新型コロナウイルス感染症の感染に係る検査をいう。以下同じ。）を受診した上で検査証明（検査による証明をいう。以下同じ。）を円滑に取得するため又は渡航者等が帰国後に日本政府の定めるところに従い検査を受診するため、自ら又は代行業者（旅行業法に定める旅行業等を営む者であって、渡航者等から委託を受けて、本センターを利用した事務手続（法律行為を除く手続をいう。以下同じ。）を代行する者をいう。以下同じ。）を通じて、参加医療機関（「海外渡航を行う事業者に対して検査証明を行う医療機関の登録規程」（令和2年9月3日経済産業省・厚生労働省制定）により、経済産業省及び厚生労働省が登録した医療機関であって、本センターを利用する医療機関をいう。以下同じ。）との契約（以下、「検査証明実施契約」という。）を締結することに対する支援を行うために利用するシステム（以下、「本システム」という。）の運用業務
- 二 「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター利用規約」（以下、「本利用規約」という。）に定める禁止行為を行った渡航者等、代行業者又は参加医療機関に対して、本センターの利用を制限する業務
- 三 参加医療機関が実施する検査証明について国内の地域別等の需給に係る調査を行う業務
- 四 その他前各号に定める業務を円滑に実施するために必要な業務

第四条 前条第二号に定める業務の手順は、以下の各号に定めるとおりとする。

- 一 本センター運営者は、渡航者等、代行業者又は参加医療機関が本利用規約に定める禁止行為を行ったと推定するのに十分な証拠がある場合、関係者からの意見聴取等を実施するなどして調査を行う。
 - 二 前号の調査の結果に基づき、本センター運営者は、本利用規約の規定に違反したことが認められた渡航者等、代行業者又は参加医療機関による本センターの利用を二週間の間停止する。ただし、当該渡航者等、代行業者又は参加医療機関が、過去一年間に利用停止の措置を受けた者等である場合、停止の期間は三ヶ月とする。
 - 三 本センター運営者は、前号に定める利用停止の措置を講じる場合、その旨を電子メールにて当該渡航者等、代行業者又は参加医療機関に通知するとともに、本システムで所定の対応を行う。なお、当該渡航者等、代行業者又は参加医療機関に対する事前の通知は行わなくともよい。
 - 四 本センター運営者は、前二号に定める利用停止の措置を受けた渡航者等、代行業者又は参加医療機関の名前、措置の理由、措置の期間等について、定期的にその内容の全部又は一部を、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営委員会（以下、「運営委員会」という。）に報告するものとする。
- 2 本センター運営者は、前項に定める利用停止の措置を受けた渡航者等、代行業者又は参加医療機関が、当該措置を不服として異議を申し立てるための窓口を置く。

（センターの運営体制）

第五条 本センター運営者は、本センターの運営を統括し、その責任を負う者を置く。

- 2 本センター運営者は、第三条に定める業務のうち、次の各号に定める業務を外部事業者へ委託することができる。
- 一 運営委員会の開催に対する支援業務
 - 二 渡航者等、代行業者及び参加医療機関に対する広報業務
 - 三 渡航者等、代行業者又は参加医療機関からの問い合わせへの対応業務
 - 四 渡航先国の求める検査証明要件の調査及び本システムにおける情報発信業務
 - 五 需給状況の調査及び情報発信業務
 - 六 その他本センターの運営に関する本センター運営者の補助業務
- 3 前項に定める外部事業者（以下「受託事業者」という。）は、本センター運営者の指示に基づき、本センターを適切に運営するための体制（渡航者等、代行業者又は参加医療機関からの問い合わせに対応するための体制を含む。）を整備する。

（情報セキュリティの確保等）

第六条 本センター運営者及び受託事業者は、情報システムの保守管理、情報セキュリティの確保等のため、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（平成30年度版）に基づく、情報セキュリティ対策を講じる。なお、当該基準等が改正された場合には、改正後の基準等に基づき、情報セキュリティ対策を講じる。

(緊急時の対応)

第七条 本センター運営責任者及び受託事業者は、運営の障害となる事故、災害、システム障害、セキュリティ事故等の緊急時において適切に対処するため、事業継続計画その他の必要な措置を定め、実施する。

附則 本運営規程は令和2年10月1日より効力を有するものとします。

附則 本運営規程は令和2年11月2日から適用するものとします。

(令和2年10月30日一部改正)

附則 本運営規程は令和2年11月25日から適用するものとします。

(令和2年11月25日一部改正)